

令和6年第4回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和6年4月25日（木）午後3時00分

2 閉 会 日 時 令和6年4月25日（木）午後3時12分

3 場 所 小国町役場 4階 委員会会議室

4 出席した委員	1 番 安 部 茂	5 番 小 嶋 剛
	2 番 大 谷 健 人	6 番 金 敦 子
	3 番 横 山 隆 藏	7 番 山 口 満
	4 番 舟 山 孝 夫	

5 欠席した委員 なし

6 出席した職員	事 務 局 長 伊 藤 哲 史
	事務局次長 大 谷 愛 子
	書 記 舟 山 重 浩
	書 記 安 部 佳 奈

7 欠席した職員 なし

8 付 議 案 件

報第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権設定)

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和6年第4回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 意義無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は3番委員、4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、報第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。報第4号について事務局に報告を求めます。

次 長 (説明)

議 長 次に、議第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議題10号につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、農業委員会会議規則第10条の規定により2番委員に退席を求めます。

(2番委員退席)

議 長 議第10号について事務局に説明を求めます。

次 長 (説明)

申請場所につきましては、資料1から2ページでご確認ください。また、本件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして書類受理の段階で、確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 調査委員に調査を依頼しております。調査委員より報告をお願いいたします。

4番委員 議第10号1番について、現地調査及び聴き取りを行っております。調査日、4月22日の朝7時から8時の間、私と賃借人の■■■■さん、賃貸人の■■■■さ

ん、■■■さんは■■■さんの父であって、耳がかなり遠いものということでしたが、確認しております。面積、場所等にあつては、報第4号の所と全く変わりがなくて、昨年度、新規就農者の■■■■さんという方が貸していたものですが、経費軽減というか、条件がよろしくないということでお返しになったということだそうで、概ねハウスが立っているところです。■■■さんにあつては、今後、ストック、野菜等々でここを利用していくということでございました。場所、面積等々を確認し、間違いございません。農地法第3条に関わる要件にあつても問題がないと判断しております。以上です。

議長 ありがとうございます。ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

議長 ございませつか。これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第10号について、申請どおり許可することに意義ない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。意義無いようでございますので、議題10号について申請どおり許可することにいたします。

(2番委員入場、着席)

議長 2番委員に報告いたします。議第10号について申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、議第11号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第11号について、事務局に説明を求めます。

次長 (説明)

申請場所につきましては、資料3、4ページでご確認ください。本件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして書類受理の段階で確認しております。以上、よろしくお願いいたします。

議長 調査員に調査を依頼しております。調査員より報告をお願いいたします。

2 番委員 議第 1 1 号の件につきまして、4 月 1 5 日の午後 3 時から現地で■■■さん、■■■さんと立会いをしてまいりました。ちょうど■■■さんの家のすぐ裏のあたりの農地です。農地はお米を作るということで、周辺の農地に対して間違いないということでした。また、現地確認のチェック表の全てに対して問題がないということを確認し、この件について問題ないと判断してまいりました。以上です。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

議 長 ございませんか。これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第 1 1 号について。申請どおり許可することにご意義ない方の挙手を求めます。

(5 名挙手)

議 長 ありがとうございます。議第 1 1 号について申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、その他「農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

次 長 (説明)

別紙 1 をご覧ください。4 月総会に係る申請書の受付期間の 3 月 1 1 日から 4 月 1 0 日までの間に届け出があったのは、3 件でございます。内容につきましては、表に記載のとおりでございますので、書面を持って報告させていただきます。

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第 4 回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は大変ご苦労様でした。

(午後 3 時 1 2 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和6年4月25日

議 長

署名委員

署名委員